

【自己チェックシート 補足資料】

主たる生計維持者とは？

主たる生計維持者とは、基本的には世帯主を指します。(世帯主の、国民健康保険への加入の有無を問いません。)

ただし、世帯主以外の収入で生計が維持されている場合は、その者が国民健康保険に加入している場合に限り、主たる生計維持者となります。

減少が見込まれる収入に前年所得が1円以上ある世帯とは？

減少が見込まれる事業収入等については、給与収入を除き、必要経費などを差し引くことで最終的に「所得なし」または「マイナス所得」となる場合があります。

当該減少が見込まれる収入に係る前年中の所得が、「所得なし」または「マイナス所得」となっている場合は、令和3年度国民健康保険税に当初から当該収入分は含まれていないため、減免対象とはなりませんので、ご注意ください。

例 営業収入が前年と比較して3割以上減少する見込みで以下のケース

前年の営業収入 500万円

前年の必要経費 600万円

前年の営業所得 -100万円

⇒この場合、営業所得は令和3年度国民健康保険税に算定されていないため、減免対象となりません。

主たる生計維持者の前年の分離課税を除く総所得金額が1円以上ある世帯とは？

確定申告の際、各種所得金額で生じた損失のうち一定のものは、他の各種所得の金額から控除することができます（損益通算）。また、前年度の純損失は、翌年度以降に所得から控除をすることができます（繰越控除）。

減少が見込まれる事業収入等について、前年中が「所得あり」の場合であっても、損益通算・繰越控除をすることで総所得金額が「0円」となっている場合は、令和3年度国民健康保険税に当初から当該収入分は含まれていないため、減免対象とはなりませんので、ご注意ください。

例 給与収入が前年と比較して3割以上減少する見込みで、他にマイナス所得がある以下のケース

前年の給与所得	100万円（給与収入170万円に相当）
前年の農業所得	－50万円
繰越控除	50万円（前々年以前の純損失を使用）
前年の総所得金額	0円

⇒この場合、給与所得は100万円ありますが、最終的に総所得金額が「0円」となり、所得に応じた保険税は、令和3年度国民健康保険税に当初から算定されていないため、減免対象となりません。

主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下の世帯とは？

例 給与収入が前年と比較して3割以上減少する見込みで、他に複数所得がある以下のケース

前年の給与所得	100万円（収入が3割以上減少する見込み）
前年の農業所得	300万円
前年の不動産所得	200万円

⇒減少が見込まれる事業収入等に係る所得（＝給与所得）以外の前年所得の合計額（農業所得＋不動産所得）が300万円＋200万円＝合計500万円となり、上限の400万円を超過するため、このケースは減免対象とはなりませんので、ご注意ください。